

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社の事業主として労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、労働局長から承認を受けている者である。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、職務に就くためB空港まで家族を迎えに行った帰り、交通取締中の警察官に怪我を負わせたとして公務執行妨害の容疑で勾留されたため、多大なストレスとなり、また、風評被害甚だしく会社経営の根幹に影響し、自己免疫患者となったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「両側関節リウマチ、膝関節」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務が有力な原因となって発症したものとは認められないため、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務中に発生した不当な逮捕・勾留という出来事自体のストレスや、その出来事による周囲からの辛辣な態度と仕事の受注量の激減によるストレスが原因となって、本件疾病を発症した旨主張している。

(2) ところで、本件疾病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、業務と本件疾病との間に相当因果関係があることが証明される必要がある。

(3) 本件についてみると、請求人は、D医師の診断書を提出して、本件疾病の発症は業務のストレスによるものと主張するが、同診断書をみるに、同医師は、発症の機序は不明とした上で、一般的な見解を述べているものと認められる。

(4) 一方、請求人の主治医であるE医師は、意見書において、要旨、請求人の申し立ては、医学的にみて、本件疾病の発症原因として有力なものとは認められないと明確に述べている。

(5) 請求人に発症した本件疾病と業務との因果関係について、改めて一件記録を精査したところ、E医師の意見は、医学的に妥当なものであり、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人の主張を採用することはできず、本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることは難しいものと判断

する。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。